

# 総合会計 事務所ニュース

2016年 12月 No234

税理士法人総合会計ホームページ <http://www.sogo-k.net>



山口事務所 〒754-0002 山口市小郡下郷 1256-16-101

周南事務所 〒746-0015 周南市清水 2-11-11 共立ビル 2-B

下関事務所 〒751-0816 下関市椋野町 3-13-52

## 世界の衝撃と問題解決の糸口

### ～パナマ文書と問題解決法～

2016年もあっという間に終わろうとしています。イギリスのEU離脱、パナマ文書漏洩、米国大統領選でのトランプ氏の勝利という3つの「まさか」は全世界を震撼させました。この「まさか」に共通しているのが「資本主義」の行き詰まりだといえるでしょう。別な言い方をすればさまざまな格差が着実に広がっていて、多くのエコノミストたちをも裏切るほどの事象を引き起こしているのだらうと思います。

今年最後のニュースでは税制の問題であるパナマ文書を取り上げます。そもそもパナマ文書とは、パナマで4番目に大きい法律事務所が作成した租税回避行為に関する機密文書で、そこから漏洩した情報を国際調査報道ジャーナリスト連合が公表したものです。そのデータ量たるや2.6テラバイト（新聞で2600年分）と言うから膨大なものです。政治家、経営者や大富豪の一部が資産隠しや課税逃れをしていることを指摘し、アイスランドの首相はその座を退き、ロシアのプーチン大統領の側近、中国の習近平国家主席の親族などの名前があがりました。

租税回避行為の手段はタックス・ヘイブン＝租税回避地（無税または極端に税率が低い国、しかも名前なども公表されずに、マネーロンダリングが可能な国や地域）にペーパーカンパニーを作り、そこにお金を移転させ本国での課税を免れるもので、ロンドン、ニューヨークの金融街だけでなく、ベルギーやスイスなどの金融市場、カリブ海などの地域に資金が流れています。最近話題になったグローバル企業では、スターバックス、アマゾン、グーグルなどが利用しています。

こんな行為が許されるのは、それを脱税だとする根拠条文がないからです。世界の名だたる法律事務所が、世界各国の税制の抜け穴をまるでパッチワークのようにつなぎ合わせて合法化させるのです。

こうした行為は、0.1%の超富裕層が世界の金融資産の80%を持つことを助長させます。もちろんわが国でもこうした行為が横行しています。日本企業のケイマン諸島における投資残高でも78兆円あるというから驚きです。

富の再配分機能を全うにするならば、こうしたグレーゾーンの税の抜け道を全世界で塞ぐことが肝要です。

既にフランス等は「航空券連帯税」を導入しています。飛行機に乗れる「豊かな」人たちから徴収し、貧しい人々に再配分するという考えで、ファーストクラス・ビジネスクラスに40ユーロ（国際線）、エコノミークラスに4ユーロを課税し、エイズ、マラリア、結核という3大感染症の薬を安定的に購入し、治療へのアクセスを高める資金源としています。

やる気になれば、日本でもできます。待機児童、教育の機会均等、介護職員の低賃金など喫緊の課題の解決になると思います。

代表社員・税理士 金巨 功

### ～年末年始 お休みのお知らせ～

12月29日（木）～1月3日（火）までお休みとさせていただきます。

#### ～経営理念～

- 一、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にする税制の実現をめざします。
- 一、地域とそれをささえる中小企業の繁栄のため、税務・会計・経営のエキスパートになることをめざします。
- 一、みんなで創造し、みんなで成長しあえる、働き甲斐のある事務所をめざします。

## 企業版ふるさと納税が新設されました

平成 28 年 4 月、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援しやすくするため、この制度が新設されました。

### ！企業版ふるさと納税のポイント！

#### 《ふるさと納税の節税額》

☆寄附金額の全額を損金算入することで約 3 割の節税効果…国税・地方税

☆寄附金額の 2 割を税額控除…法人住民税・法人税

☆寄附金額の 1 割を税額控除…法人事業税

※合計で寄附金額の 6 割が法人税等から控除されますが、残りの **4 割が企業負担**となります。個人の場合は自己負担が最低 2,000 円となりますので、それと比べると企業版の方が負担が多いといえます。

#### 《寄附金の最低額は 10 万円》

個人のふるさと納税は 2,000 円ですが、企業版の場合は最低寄附金額が 10 万円となります。

#### 《寄附できる地方公共団体に制限がある》

「地方版総合戦略」を策定する地方公共団体が対象となります。

※対象となる地方公共団体は HP 等でご確認下さい。

※企業の主たる事務所が立地する地方公共団体に対する寄附は対象外。

※企業版ふるさと納税に対応した自治体でないと、企業版ふるさと納税とならないのでご注意ください。

#### 《企業版では特典や特産品などが受け取れない場合もある》

特典が話題となって寄附が増えた個人のふるさと納税ではありますが、企業版では企業と地方公共団体の癒着が指摘されており、地方公共団体が企業に寄附の見返りとしての特典や特産品を与えない場合があります。

現在は地方公共団体によって、特典や特産品を与えるか与えないかが異なりますので、寄附の際には問い合わせるなどしてから寄附をしましょう。

#### 《特典や特産品を受け取った場合の会計処理》

特典や特産品を受け取った場合には、損益計算書の特別利益の「受贈益」として計上します。

金額は、特典や特産品の時価総額ですが、地方公共団体の HP などで金額を確認することができます。

#### 《ふるさと納税をしたことを証する書面》

ふるさと納税をした場合は「寄附金受領証明書」が送付されます。申告の際には、確定申告書等に添付または保存が必要ですので、ご留意下さい。

## 年末調整 Q & A

今年も残り少なくなり、また年末調整の季節がやってきました。年末調整時期に多くの質問を受けますので、今月はその代表的なものをお答えします。

### 《1》 国民年金保険料を2年分前納した場合の控除はどうなりますか？

2年分前納した国民年金保険料は、①納付した年に2年分全額を控除する方法、②各年分の保険料に相当する額を算出して、それぞれの年分において控除する方法を選択することが出来ます。いずれも、控除証明書の原本の添付が必要となりますが、②の方法を選択し、2年目以降に1年目で控除を受けた残りを控除する場合、年金事務所に控除証明書の再発行を依頼して、添付しなければなりません。

### 《2》 扶養している親の年金から控除された介護保険料は、社会保険料控除できますか？

本人と生計を一にする親族が負担することとなっている社会保険料を、本人自身が支払った場合には、本人の社会保険料として控除することが出来ますが、年金から天引きされている介護保険料は、当然ながら年金を受け取る人が負担しているため、例え生計を一にする親族で扶養にしていたとしても、本人の社会保険料の控除とすることができません。

### 《3》 寝たきりの人は障害者にならないのですか？

寝たきりの人を扶養している場合は、特別障害者として申告することができます。特別障害者には、精神上的の障害のある人や身体障害者手帳に障害の程度が1級か2級と記載されている人などのほか、常に就床を要し、複雑な介護を要する人も含まれています。「常に就床を要し、複雑な介護を要する人」とは具体的に、12月31日の現況で、引き続き6ヶ月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便などをすることができない状態にある人をいいます。

### 《4》 年金収入のある両親の扶養判定はどうするのですか？

収入が公的年金のみの場合、①65歳以上が158万円以下②65歳未満の人が108万円以下であれば、扶養にすることができます。一方で、遺族年金については所得税法で非課税と規定されていますので、遺族年金のみの場合は、金額に関係なく扶養にすることができます。

※扶養にすることができる所得要件は、38万円以下とされており、公的年金収入から差し引かれ公的年金控除が①65歳以上であれば120万円②65歳未満であれば70万円と定められているからです。

### 《5》 年末調整の対象となる給与は、具体的にいつからいつまでですか？

年末調整の対象となる給与とは、本年中に支払の確定した給与をいいますが、いつが給与の確定日かという、支払日を指します。例えば前年12月の給与を今年の1月10日支払った場合は、今年に含め、今年の12月の給与を来年の10日に支払うものは、来年の年末調整の対象となります。

## 税務カレンダー

### 【12月の税務】

内容	納付/申告期限
給与所得の年末調整	本年最後の給与の支払をするとき
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（28年6月～11月分）の納付	12/12
10月決算法人の確定申告	H29. 1/4
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）	H29. 1/4
4月決算法人の中間申告	H29. 1/4

### 【1月の税務】

内容	納付/申告期限
支払調書、給与支払報告書の提出	1/31
固定資産税（償却資産）の申告	1/31
28年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	1/10（源泉所得税の納期の特例の承認を受けている場合は1/20）
28年11月決算法人の確定申告	1/31
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）	1/31
5月決算法人の中間申告	1/31



## 旬のごちそう

今が旬の「真牡蠣（まがき）」をご紹介します。



太平洋側で多く養殖される真牡蠣は、11月頃から美味しくなって産卵の準備に入る3月から4月に最も栄養を蓄えてクリーミーになります。

### 【栄養・効能】

栄養豊富であることから『海のミルク』と呼ばれる牡蠣は、あらゆる食品の中でも亜鉛を多く含んでいます。亜鉛は細胞分裂に関わるミネラルで、健康な毛髪、艶の良い肌、きれいな爪を作ってくれます。抗酸化作用、免疫力アップ、また、脳内にも影響するため記憶や精神の安定にも関わっています。

他にも即効性の疲労回復に役立つグリコーゲン、吸収の良いヘム鉄を多く含んでいるため貧血予防に効果的です。

### 【美味しい食べ方】

冬が旬の真牡蠣は鍋でいただくのがおすすめです。鰹節や昆布で出汁を取り、酒、みりん、味噌で味付けをしたスープに、白菜、白ネギ、椎茸などの具を入れて一煮立ちさせます。牡蠣は最後に入れてあまり煮込みすぎないのが最大のコツです。火を通しすぎると身が小さく固くなりクリーミーさが損なわれます。また、水炊きにしてポン酢でいただいたり、牡蠣フライや牡蠣グラタン、殻付きの牡蠣は焼き牡蠣に。